

(別紙 1) 補 装 具 費 支 給 の 判 定 の 取 扱 い
(平成18年10月1日付、「補装具費支給事務取扱指針」による)

種 目 \ 区 分		新規支給	再支給	来所又は書類	介護保険法との関係
義 肢	殻(かく)構造	○	△	来 所	
	骨格構造	○	△	来 所	
装 具		○	△	来 所	
座位保持装置		○	△	来 所	
盲人安全杖		×	×	市町が判断	
眼 鏡	矯正眼鏡	×	×	市町が判断	
	コンタクトレンズ	×	×	市町が判断	
	弱視眼鏡	×	×	市町が判断	
	遮光眼鏡	×	×	市町が判断	
補 聴 器		○	△	※ 書類判定	
車いす	レディメイド	×	×	市町が判断	☆
	オーダーメイド	○	△	※ 書類判定	
電動車いす		○	△	来 所	☆
義 眼		×	×	市町が判断	
歩 行 器		×	×	市町が判断	☆
歩行補助つえ	松葉づえ	×	×	市町が判断	☆
	カナディアンクラッチ	×	×	市町が判断	☆
	ロフストランドクラッチ	×	×	市町が判断	☆
	多点杖	×	×	市町が判断	☆
	プラットホーム杖	×	×	市町が判断	☆
重度障害者用意思伝達装置		○	△	※ 書類判定	

(注 意 事 項)

- 1 ○ ----- 判定が必要なもの
- 2 × ----- 判定が不要なもの
- 3 △ ----- 判定が場合によって必要なもの

(障害状況に変化のある場合、身体障害者本人が処方内容の変更を希望する場合、又はそれまで使用していた補装具から性能等が変更されている場合は判定が必要。)

- 4 ☆ ----- 介護保険と競合する場合、保険給付として貸与されることとなるが、オーダーメイド等により個別に製作する必要がある場合は、身障法によりその要否の検討を行って差し支えない。
- 5 ※ ----- 来所又は実地調査等により判定を行う場合がある。